

(案)

第3次地域管理経営計画書  
第3次国有林野施業実施計画書

(緑川森林計画区)

(第3次変更計画)

計画期間

自 平成21年 4月 1日  
至 平成26年 3月31日

(平成24年3月変更)

九州森林管理局



(案)

# 第 3 次地域管理経営計画書

(緑川森林計画区)

(第 3 次変更計画)

計画期間

自	平成 2 1 年	4 月	1 日
至	平成 2 6 年	3 月 3 1 日	

(平成 2 4 年 3 月変更)

九州森林管理局



## 地域管理経営計画の変更について

### [変更理由]

平成23年7月に閣議決定された、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、所要の計画量を変更することに加え、健全な森林の造成、地球温暖化、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な主・間伐を促進すること及び「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」の一部改正に基づいた変更を行うこととし、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成24年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成21年3月策定、平成22年3月変更、平成23年3月変更、計画期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日）の変更内容
  - (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」を上記理由により変更する。
  - (2) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「④その他」を上記理由により追加変更する。
  - (3) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(4) 主要事業の実施に関する事項」の「①伐採総量、②更新総量、③保育総量、④林道の開設及び改良の総量」を上記理由により変更する。



## 目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 .....	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 .....	1
④その他 .....	1
(4) 主要事業の実施に関する事項 .....	2
①伐採総量 .....	2
②更新総量 .....	2
③保育総量 .....	2
④林道の開設及び改良の総量 .....	2



1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型に応じた管理経営については、「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

④その他

国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表の通り。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型			公益的機能別施業森林			
			水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
水土保全林	国	土砂流出崩壊防備	○	○		
	土保全タイプ	気象災害防備（飛砂、風害、潮害、雪害、霧害等の気象害の防備）	○	○	○	
	ライフ	生活環境保全（防音や大気浄化による生活環境の保全）	○		○	
		水源涵養タイプ	○			
森林と人の共生林		自然維持タイプ	○	○		○
		森林空間利用タイプ	○	○		○
資源の循環利用林			○			

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本計画	25,500	<u>297,500</u> (3,050)	<u>323,000</u>

注：( ) 書きは、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本計画	<u>69</u>	1	<u>70</u>

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下刈	つる切	除伐	枝打	ぼう芽整理
本計画	<u>218</u>	<u>64</u>	<u>175</u>	—	—

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開設		改良	
	路線数	延長(m)	箇所数	延長(m)
本計画	<u>13</u>	<u>30,400</u>	<u>5</u>	<u>3,011</u>

(案)

# 第3次国有林野施業実施計画書

(緑川森林計画区)

(第3次変更計画)

計画期間

自	平成21年	4月	1日
至	平成26年	3月	31日

(平成24年3月変更)

九州森林管理局



## 国有林野施業実施計画の変更について

### [変更理由]

平成23年7月に閣議決定された、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、所要の計画量を変更することに加え、健全な森林の造成、地球温暖化、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な主・間伐を促進すること及び「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」の一部改正に基づいた変更を行うこととし、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成24年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成21年3月策定、平成22年3月変更、平成23年3月変更、計画期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日）の変更内容

- (1) 「2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「(5) 資源の循環利用林における標準伐採量、(6) 伐採総量、(7) 更新総量、(8) 保育総量」及び新たに「(再掲)市町村別内訳」を上記理由により追加変更する。
- (2) 「3 林道の整備に関する事項」を上記理由により計画量増のため変更する。
- (3) 「7 その他必要な事項」の「(2) フィールドの提供」を一箇所追加変更する。



## 目 次

2	施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(5)	資源の循環利用林における標準伐採量	1
(6)	伐採総量	1
	(再掲)市町村別内訳	2
(7)	更新総量	2
(8)	保育総量	3
3	林道の整備に関する事項	3
7	その他必要な事項	4
	(2) フィールドの提供	4

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(5) 資源の循環利用林における標準伐採量

(単位：m<sup>3</sup>)

生産群	主伐	間伐	計
スギ中径材	12,000	—	12,000
ヒノキ中径材	11,000	500	11,500
合計	23,000	500	23,500

(6) 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区分		林			地		林地以外	合計	
		主伐	間伐	小計	臨時伐採量	計			
水土林	国土保全タイプ	—	17,703 (171)	17,703	3,568	299,500		299,500	
	水源かん養タイプ	スギ長伐期	1,312	201,560					202,872
		ヒノキ長伐期	1,488	60,108					61,596
		天然林長伐期	—	1,159					1,159
		保護樹帯	—	585					585
		小計	2,800	263,412 (2,762)					266,212
計	2,800	281,115 (2,933)	283,915						
森林と人の共生林	自然維持タイプ	—	—	—					
	森林空間利用タイプ	—	12,017	12,017					
	計	—	12,017 (111)	12,017					
資源の循環利用林	スギ中径材	11,700	—	11,700	1,049	23,500		23,500	
	ヒノキ中径材	10,274	477	10,751					
	計	21,974	477 (5)	22,451					
合計		24,774	293,609 (3,050)	318,383	4,617	323,000		323,000	
年平均		5,144	63,840 (659)	68,984	1,016	70,000		70,000	

注1：( ) は、間伐面積である。

注2：年平均については、増加した量を残計画年数で除し、従前の年平均に加えて記載した。

## (再掲) 市町村別内訳

(単位：m3)

市町村名	林 地					林 地 外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
宇土市	2,375	14,639	17,014				
宇城市	3,688	8,416	12,104				
美里町	3,338	54,599	57,937				
御船町	1,312	15,478	16,790				
益城町	1,488	9,706	11,194				
山都町	12,573	190,771	203,344				

## (7) 更新総量

(単位：ha)

区 分		水 土 保 全 林			森 林 と 人 と の 共 生 林			資 源 の 循 環 利 用 林	合 計
		国 土 保 全 タ イ プ	水 源 かん 養 タ イ プ	計	自 然 維 持 タ イ プ	森 林 空 間 利 用 タ イ プ	計		
人 工 造 林	単 層 林 造 成	-	8.64	8.64	-	-	-	53.38	62.02
	複 層 林 造 成	-	6.85	6.85	-	-	-	-	6.85
	計	-	15.49	15.49	-	-	-	53.38	68.87
天 然 更 新	天 然 下 種 第 1 類	-	-	-	-	-	-	-	-
	天 然 下 種 第 2 類	-	0.15	0.15	-	-	-	1.05	1.20
	ぼ う 芽	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	0.15	0.15	-	-	-	1.05	1.20
合 計		-	15.64	15.64	-	-	-	54.43	70.07

## (8) 保育総量

(単位：ha)

区 分	水 土 保 全 林			森 林 と 人 と の 共 生 林			資 源 の 循 環 利 用 林	合 計	
	国 土 保 全 タ イ プ	水 源 かん 養 タ イ プ	計	自 然 維 持 タ イ プ	森 林 空 間 利 用 タ イ プ	計			
保 育	下 刈	-	97.81	97.81	-	-	-	120.64	218.45
	つる切	0.55	63.42	63.97	-	-	-	-	63.97
	除 伐	3.38	116.18	119.56	-	-	-	55.64	175.20
	枝 打	-	-	-	-	-	-	-	-
	ぼう芽 整 理	-	-	-	-	-	-	-	-

## 3 林道の整備に関する事項

基 幹 その他別	開 設 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 ( m )	備 考
基 幹	開 設	北谷林道	1 (1041、1042)	1,600	
		菅林林道39支線	1 (1039、1040)	2,600	
		黒峰林道	1 (1018、1019)	2,200	
	改 良	大矢林道	1 (1008)	11	永久橋
		名連川林道	1 (1005)	1,500	舗装等
		名連川林道6支線	2 (1005、1006)	1,000	〃
その他	開 設	七郎次1080林道	1 (1080)	3,000	
		第二境ノ谷1015林道	1 (1015)	3,500	
		目丸内大臣1068林道	1 (1067～1069)	7,000	
		御所大矢1011林道	1 (1011、1012)	3,500	
		大矢1005林道	1 (1004)	1,000	
		大矢1007林道	1 (1006、1007)	1,000	
		大矢1009林道	1 (1010、1011)	1,000	
		三十五1074林道	1 (1075)	500	
		上大谷1149林道	1 (1149)	2,500	
	城山1146林道	1 (1146)	1,000		
	改 良	城山林道	1 (1146)	500	舗装
合 計	開 設			30,400	13路線
	改 良			3,011	5箇所

7 その他必要な事項  
 (2) フィールドの提供

対象地(林小班)	設定の目的	備考
1146ろ以外、1145全、 1146ほ以外	社会貢献の森	平成22年7月26日協定 サントリーホールディングス(株)
307り3	ふれあいの森	平成17年4月1日協定 (社)熊本県青年塾
1138い、い1、ほ、 1139に、ほ	〃	平成16年4月1日協定 食とみどり・水を守る熊本県民会議
<u>1142ほ3</u>	<u>〃</u>	平成22年8月1日協定 <u>ライオンズクラブ国際協会337-E地区</u>